

# 2023年漁業センサス海面漁業調査（漁業経営体調査）の概要

## 漁業センサスの調査体系

	調査票の種類	調査対象	調査基準日	主な調査事項
海面漁業調査	①漁業経営体調査	海面漁業経営体	R 5年11月1日	漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の状況、個人の漁業経営体の世帯の状況及び世帯員漁業就業日数その他の就業状況
	②海面漁業地域調査	漁業協同組合（内水面組合を除く）	R5年11月1日	資源管理・漁場改善の取組、会合・集会等の開催状況
内水面漁業調査	③内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体	R5年11月1日	漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の状況、個人の漁業経営体の世帯の状況及び世帯員の就業状況
	④内水面漁業地域調査	内水面組合	R5年11月1日	組合員数、漁場環境、遊漁の状況、活性化の取組
流通加工調査	⑤魚市場調査	魚市場	R6年1月1日	魚市場の施設及び取引高、その他魚市場の現況を把握するために必要な事項
	⑥冷凍・冷蔵、水産加工場調査	水産加工業、冷凍等施設等を含む事業所	R6年1月1日	事業内容、従業者数、その他冷凍・冷蔵、水産加工場の現況を把握するために必要な事項

## 海面漁業調査（漁業経営体調査）の調査系統

農林水産省—都道府県—市区町村—統計調査員—調査対象

## 調査結果の活用事例

### ● 行政施策上の利用

- ・ 水産基本法（平成13年法律第89号）に基づく水産基本計画策定の際の基礎資料として利用
- ・ 地方公共団体における水産施策の企画・立案の基礎資料として利用

### ● 財政上の利用

- ・ 漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく漁業調整委員会等交付金の算定基礎として利用
- ・ 地方交付税法（昭和25年法律第211号）に基づく普通交付税算定の際、水産行政費の算出の資料として利用

### ● 他の統計調査の母集団情報として活用

- ・ 漁業センサスで得られた情報を、海面漁業生産統計調査(基幹統計調査)や漁業構造動態調査(一般統計調査)等の母集団情報として活用

## 参 考



(シンボルマーク)

### ● 調査結果の公表時期

前回2018年調査の結果は、令和元年(2019年)8月に概要値が公表され、令和2年(2020年)1月以降順次確定値がe-Stat（政府統計ポータルサイト）に掲載されています。

### ● 農林水産省のホームページや「e-Stat」、神奈川県で過去のデータをご覧いただけます。

【農林水産省 漁業センサスHP】 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/census/fc/index.html>

【e-Stat 政府統計の総合窓口】 <https://www.e-stat.go.jp/>

【神奈川県 漁業センサスHP】 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x6z/tc50/gyogyou/top.html>